

広島県告示第三百五十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、一級河川太田川水系太田川下流ブロック河川整備計画（変更）を平成二十四年三月二十三日に定めた。

その関係図書は、広島県土木局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦